



神奈川県保育士修学資金のご案内

1 貸付制度の趣旨

保育士の養成施設に在学する方にとって、学業に専念しやすい環境を整え、保育士資格の取得・登録後、神奈川県内の保育所等で保育士として従事していただくことを目的とします。

2 貸付金額と貸付期間 <貸付利子は無利子です>

① 修学資金 月額5万円以内（修業年限内） ※1
～5万円または3万円の定額を基本としますが、それ以外の金額をご希望の方はご相談ください～

② 就職準備金 20万円以内（卒業する年/希望者のみ）

※ ①と②の貸付を利用する場合、最終送金時に卒業年次修学生の状況確認をします。この時点で資格取得ができない見込みである場合等は、就職準備金の送金対象外となる場合があります。

※ 卒業年次に②のみ貸付を利用する場合、借用証書等提出後に送金予定となります。

③ 生活費加算（所定要件を満たす方対象。生活費加算貸付制度の概要を参照ください。）

※ ②は働きながら修学している方に対しては貸付できません。③は単独で貸し付けることはできません。

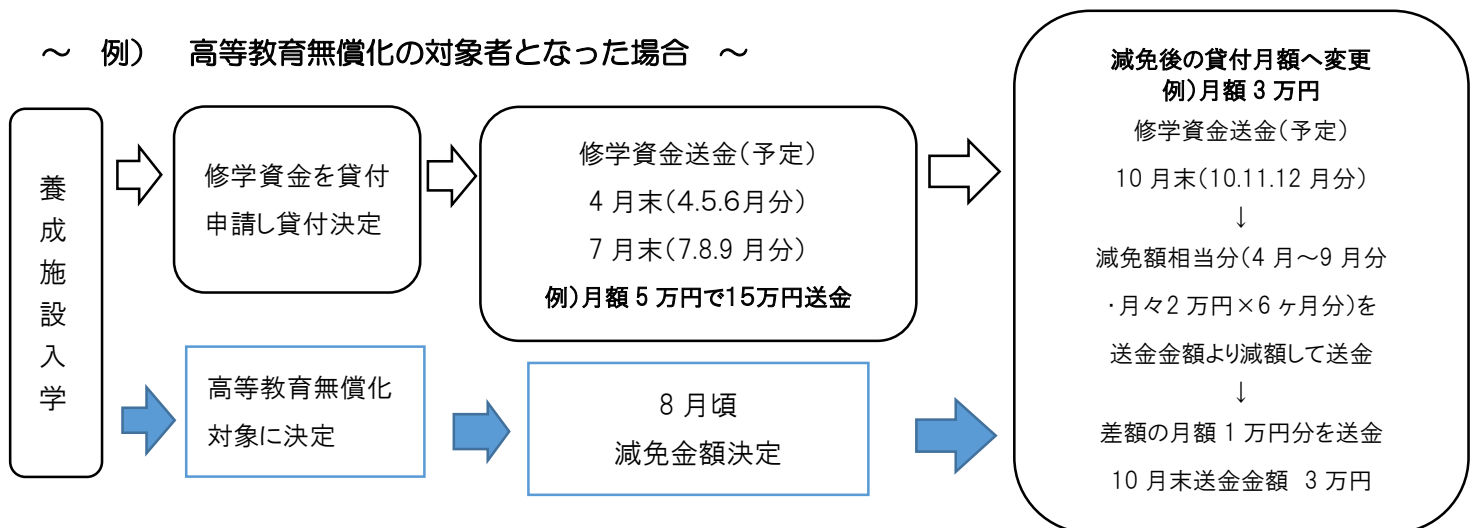
～貸付期間は卒業年次を含む継続した2年以内となります。（休学又は停学の期間は貸付しません）～

※1 他制度（高等教育の修学支援制度（高等教育無償化）による給付型奨学金および授業等減免など）の対象になった場合、本貸付制度との併用ができない場合があります。その場合、貸付決定金額の減額または送金停止となります。すでに重複して借受けた貸付金については、返還義務が発生します。

重複して借受けた貸付金は、次回以降の貸付送金額より返還金額を控除することで返還金に充てることとなります。申出なく他制度と修学資金の併用を行った場合は、貸付金の一括返還となります。

なお、修学資金は授業料のほか、修学に必要な資金（教材費・実習費用など）を含めての貸付になります。

～ 例） 高等教育無償化の対象者となった場合 ～





3 法定代理人・連帯保証人について

- ・連帯保証人については、日本国内に居住する貸付申請時に20歳以上で、原則として65歳未満の独立の生計を営む等、安定した収入がある者で、外国籍の場合は、在留資格が永住者となります。
- ・申請者が18歳未満の場合、法定代理人の同意が必要となります。
- ・申請者が18歳未満の場合、原則として連帯保証人は、法定代理人となります。
- ・生活保護世帯や法定代理人が無収入である場合は、資力のある別生計の方を連帯保証人としてください。

4 送金について

- ① 修学資金は年4回に分けて送金します（4月、7月、10月、1月の月末）
- ② 就職準備金は卒業年次の最終送金時に、修学資金と併せて送金します。
- ③ 就職準備金だけの貸付の場合は、借用証書等提出後の送金となります（7月を予定）
- ④ 生活費加算は 毎月20日に送金します（20日が土日祝日などの場合は前営業日）

5 返還免除について（就職準備金だけの貸付の場合も同じ）

養成施設等を卒業した日(原則卒業時に資格取得・登録の必要があります)から1年以内に保育士登録をし、県内の保育所等において原則常勤職員として継続して5年間従事した場合、返還免除の対象となります。

※離職後2年以内に養成施設等に入学し、入学の日において45歳以上の場合で、貸付申請時に必要な手続きをされた方は、保育士資格取得後、継続した3年間当該業務に従事することで返還免除要件となります。

※保育士養成施設を卒業（保育士資格取得）し、保育士資格登録後、返還猶予・返還免除を受けることができる対象の施設等で、職種を保育士・保育教諭として保育業務に従事することで申請が可能となります。

幼稚園教諭としての従事は、対象外となります。

6 返還について

- ・養成施設を退学した場合、養成施設卒業後1年以内に保育士登録をしなかった場合、あるいは県内で保育士・保育教諭として保育業務に従事しない場合や、退職した場合などは、貸付金の全額返還となります。
- ・返還期間は、最大で貸付期間の2倍の期間（就職準備金だけの貸付の場合は最大10回払い）となります。

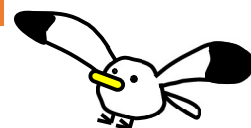
7 お申込みについて

本貸付を希望される方は、養成施設よりお申し込みください。

≪修学資金の貸付内容については神奈川県社会福祉協議会のHPでもご案内しています。≫

貸付事業詳細は神奈川県社会福祉協議会ホームページ

かながわ福祉人材センター 修学資金貸付 **検索**



<お問合せ先>

神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉人材研修センター
福祉人材センター 貸付担当 電話 045-312-4816

※月曜～金曜（祝祭日・年末年始を除く）9:00～12:00 13:00～17:00

